

(令和3年度補正予算「アジアグリーン成長プロジェクト推進事業」)
「ASEAN各国に立地する工業団地等における省エネ等促進事業」に係る公募について

1. 事業趣旨・目的

昨今の世界的な脱炭素化の流れを受け、ASEANに拠点を構える多くの製造業企業は、取引先や最終顧客、金融機関から早期の脱炭素化を要請されている。そのため、近年より多くの企業が事業戦略の一環でカーボンニュートラル（CN）宣言を行うとともに、RE100などのCO2の排出量削減等を推進する国際イニシアティブに参画し、その脱炭素に向けた取組を加速させている。

ASEANにおいて製造業はグローバル市場への輸出を通じ経済成長を達成する主要な原動力であることから、経済成長と脱炭素の両立を図る「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）」構想においても、各国が協力してASEAN域内の製造業を脱炭素化していく重要性が謳われている。2025年10月のAZEC首脳会合では、2024年10月の第2回AZEC首脳会合で採択された「今後10年のためのアクションプラン」に基づき、AZECパートナー国の既存の戦略を含む政策とも整合させる形で、この勝負の10年において行動を加速させる必要性が強調された。その中で、セクター別イニシアティブの一環として産業の脱炭素化の取組が進められているところである¹。

需要側の取組の中でも、より多くの企業の脱炭素化を効率的に促進する観点から、単位面積当たりのエネルギー消費量が多い工業団地単位での脱炭素化は極めて重要である。ASEANにある工業団地側も、入居する日系企業等の意識の高まりを受けて、具体的な支援策や自らが取りうる役割を個別に模索している状況にある。

2024年3月から2025年6月にかけて実施した「ASEAN各国における工業団地の脱炭素化促進事業（以下「前段事業」）」では、AZEC産業イニシアティブの取組としてプロジェクト組成と政策協調を両輪で進めるため、工業団地の脱炭素化に向けた道筋の体系化とベストプラクティスの抽出を行い、今後の取組方針を整理した。また、工業団地運営事業者、入居企業、脱炭素技術提供者、政府関係者等の共通認識を醸成するため、AZEC LEAFでの発表、AZEC Policy Reportの公開、日アセアン経済産業協力委員会（AMEICC）ウェブサイトにおける紹介・公開等を通じた公共知化を進めてきた。

現在、ASEANの主要な工業団地では省エネルギー化への関心が非常に高い。省エネは費用対効果が高く、投資回収年数も相対的に短いためである。また、データセンターの建設需要増に伴い、東南アジア各国政府及び現地の工業団地事業者が省エネルギー化に高い関心を示していることから、税額控除などの投資誘致策と連携すれば、工業団地単位で省エネ投資を促進させる余地が大きいと考えられる。省エネルギー化は、日系企業の技術活用による脱炭素化の事例として、また即効性のあるAZEC産業イニシアティブの具体的な取組成果として提示されることが期待されている。

こうした背景を踏まえ、本事業では、カーボンニュートラルを目指すCN工業団地の実現に向け、工業団地運営事業者がエネルギー構造や運営状況を踏まえて主体的に関与するための課題や

¹産業分野の脱炭素化を通じた競争力強化は、2023年12月に開催された第1回AZEC首脳会合の首脳共同声明（パラグラフ7にてその重要性について言及されて以来、一貫して重視されている。AZECの取組全般は、経産省HP（https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/azec.html）を参照のこと。

克服策を調査・分析する。具体的には、前段事業で選定したモデル工業団地等から先行事例を抽出し、精緻な分析を行うとともに、再エネや低炭素燃料導入の最新状況と課題についても把握を行う。

2. 業務内容

日アセアン経済産業協力委員会（AMEICC）より事務局（AMEICC事務局）を委任された一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）から委託を受けて、本事業の受託者は、（1）～（6）の業務を実施する。具体的な実施内容、実施方法については、提案によるものとし、実施に当たっては、AMEICC事務局及び経済産業省資源エネルギー庁長官官房国際課とよく相談をした上で最終的な方針の決定を行う。

（1）モデル工業団地における脱炭素化の取組状況のアップデート等

前段事業で検討したモデル工業団地・エリア（行政機関）等を中心に、デスクトップ調査やヒアリングを通じて、AZEC諸国の先進事例（10地点程度）の最新状況を調査し、事例として整理する。あわせて、日本が強みを有しASEAN各国の工業団地等に展開可能な省エネ関連製品・技術（10程度）を選定し、その概要を整理する。

（2）工業団地単位の省エネ推進における課題等の初期的整理

工業団地の工場単位では、①算定ツールを用いたGHG排出量の可視化、②省エネ診断を通じた運用改善・設備更新、③工場建設前に現地で導入可能な省エネ設備の紹介、④従業員への普及啓発といった取組が行われている。また、これまで取組が進んでいなかった大規模な電気・燃料消費事業者のうち、特にデータセンターや鉄鋼業において省エネ・再エネの導入が近年進められるようになった。

一方、工場の垣根を超え、工業団地単位で省エネ等を推進するためには、共通インフラとしてのコージェネの導入等を通じた工場間での電気・熱の融通、補助金や税額控除などの各種インセンティブを提供し得る現地政府機関との折衝など、各工場に対する情報提供・啓発活動を越えた、「アグリゲーター・プラットフォーマー」としての機能が、工業団地運営事業者に一層求められている。

しかし、工業団地運営事業者の多くは、入居工場の脱炭素化促進が、新規企業の誘致に有意義であると理解しているものの、技術的・経済的・社会的な障壁により、こうした取組を積極的に推進できていないと考えられる。

本項目では、（1）で調査した工業団地単位・行政機関を対象として、省エネ設備や取組、制度の導入状況を確認して類型化を行ったうえで、更に取組を進める上での視座・要素、各種課題について初期的な整理を行う。

（3）具体的ケース分析の実施

（1）、（2）をベースに、工業団地における脱炭素化及び省エネについて、AZECの取組成果として日ASEAN協力のモデルとなり、域内横展開が可能な具体的なケースを分析す

る。

- ・ 脱炭素化：省エネ設備の導入を積極的に検討している、あるいは政府機関等と連携して脱炭素投資へのインセンティブ供与を検討している工業団地運営事業者の取組を選定し（2～3箇所）、AZEC産業イニシアティブの取組成果案として取りまとめる。
- ・ 省エネ分野の製品・技術：プロダクトアウトの観点から日本企業が有する技術でASEAN等にて適用済みもしくは適用可能性があるものを選定し（2～3つ）、その実績及び工業団地への適用可能性を取りまとめる。

（4）AZECパートナー国関係省庁・機関への事業内容説明

各種プロジェクトの推進及び成功モデルの横展開を目的として、AZECパートナー国における工業団地所管省庁・機関（ASEAN議長国であるフィリピンを含む4～5か国程度）に対し、前段事業及び本事業の成果について説明を行う。

（5）AZEC関連イベントでの資料作成及び発表

工業団地運営者、工業団地に入居する日系企業、脱炭素技術提供者及び政府関係者等の関係者に広く調査・分析内容を共有するため、（1）～（4）の内容に関する概要資料（パワーポイント10枚程度）を作成する。また、ASEAN各国または日本で開催される関係者向けイベント等において、2回程度の発表を行う。

（6）事業報告書の作成

（1）～（5）の実施内容を報告書形式で取りまとめる。

3. 留意事項

- （1）応募書類上にて、どの国・工業団地を調査・分析する予定かを理由とともに必ず明記すること。また、ヒアリング先として想定する企業等も、選んだ理由及びヒアリング時に行う質問の概要を明記すること。
- （2）本事業は、日本とASEAN各国の政府・企業関係者と密に連絡を取る必要があるため、受託者においては、日本及びASEAN地域の双方におけるネットワークを有し、情報収集や連絡調整等の柔軟な対応ができることが望ましい。また、本事業の実施にあたっては、AMEICC事務局及び経済産業省資源エネルギー庁長官官房国際課ともよく連携すること。
- （3）事業の進捗状況については、原則1か月に1度はAMEICC事務局及び経済産業省資源エネルギー庁長官官房国際課からの指示に応じて適宜報告を行うこと。

4. 成果物

- （1）以下の事項を含んだ事業報告書（原則日本語、一部英語）：

- ・ 2. （1）～（5）を取りまとめたもの

(2) 納品形態：電子媒体

(3) 提出期限：2027年4月30日（金）

*成果物提出後、関係者に対して発表を行う事を想定。

(4) 提出先：以下の①、②が指定するデータ送付方法及び送付先に従って、それぞれに対して提出すること。また、適宜求めに応じ、印刷物も納入すること。

①（一財）海外産業人材育成協会

海外統括部 海外戦略・AMEICC事務局支援グループ

東京都足立区千住東1-30-1

TEL：03-3888-8213

② 経済産業省資源エネルギー庁長官官房国際課

東京都千代田区霞が関1-3-1

TEL：03-3501-0598

5. 契約要件

(1) 契約形態：準委任契約

(2) 契約方法：概算契約

(3) 採択件数：1件

(4) 契約期間：契約日（2026年6月下旬を予定）より2027年5月31日までとする。

(5) 契約金額：契約金額は、40,000,000円（消費税を含む）を上限とする。最終的な実施内容、契約金額については、採択された企画提案を確認・調整した上で決定することとする。なお、受託者は、委託金の実績額（消費税を含む）の50%以上の委託業務を、同一グループ内の現地法人を除く第三者に委託すること（請負その他委託の形式を問わず、委託業務の一部を第三者に委託すること。以下、再委託。）はできない。また、一般管理費の算定は、再委託費を除いた直接費に一般管理費率を乗じて行い、一般管理費率は10%を上限とする。

(6) 契約者：一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）

(7) 支払い：事業終了時に受託者より提出される実績報告書及び本業務に要した経費の証憑に基づき、原則として経済産業省委託事業事務処理マニュアルに従い現地調査を行って支払額を確定し、精算払いする（円貨により銀行振込）。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計であるため、全ての支出において帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。これを満たさない支出については、支払額の対象外となる可能性もある。

6. 応募資格

(1) 日本あるいはASEANに法人格を有するものであること。

- (2) 以下に該当しない者であること。
- ・ 本事業の業務委託契約を締結する能力を有しない法人
 - ・ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない法人
 - ・ 指定暴力団員がその役員となっている法人
 - ・ 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する法人
 - ・ 日本の官公庁の競争入札において、参加を禁じられた法人
- (3) 日本の経済産業省が所管する補助金交付等事業において不正あるいは不適切な行為等により補助金交付等停止措置又は指名停止措置を講じられていないこと。
- (4) 本業務を的確に遂行するに足る組織・体制及び人員等を有していること。
- (5) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (6) 2026年5月において有効な、国の各省各庁における競争参加者資格審査により、役務提供等（調査・研究）の「C」の等級又はそれ以上の等級に格付けされている競争参加資格を有する者であること。
- (7) 法人格を有する国において会社更生手続き開始の申し立てがなされている者又は再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く。）

7. 参加意思表示及び質疑

(1) 参加意思表示

本企画競争へ参加を希望する場合は、2026年5月20日（水）午後3時【**必着**】までに公募申請書（押印不要）をE-mail添付で送付して参加意思を表明すること。

(2) 質疑

質疑受付期限：2026年5月20日（水）午後3時【**必着**】

質疑受付方法：E-mailで受け付ける

質疑回答：受け付けた全ての質問については、2026年5月25日（月）午後4時まで
に、企画競争への参加の意思表示をされた全ての方にE-mailにて開示する。

8. 応募方法

本公募要領を熟読の上、上記6.の応募資格を満たしていることを確認し、2026年5月28日（木）午後4時まで【**必着**】に、下記9.の応募書類をAOTSの大容量ファイル受送信システムを使用して提出すること。（送信方法については個別に案内する。）

応募書類の宛先

| |
|---|
| 一般財団法人海外産業人材育成協会 海外統括部 海外戦略・AMEICC 事務局支援グループ 担当：鮎合、新井 E-mail： kobo-amcshien-wc@aots.jp |
|---|

9. 応募書類

- (1) 公募申請書（日本語）
 - (2) 企画提案書（日本語）
 - ①様式第1 業務従事予定者の経歴、職歴、資格
 - ②様式第2 類似業務経験
 - ③様式第3 業務支援体制
 - ④様式第4 作業計画・要員計画
 - ⑤様式第5 受託業務費見積書
 - (3) 会社概要（事業概要）書（日本語又は英語）
 - (4) 直近3年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（企業の単体ベース。ただし、連結がある場合には、連結決算書も併せて提出）（日本語又は英語）
 - (5) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書／3ヶ月以内のもの）（日本語又は英語）

日本以外に所在する企業は、登記事項証明書「履歴事項全部証明書」に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面（本社所在地、代表者名、設立年月日を含む書類）を提出すること。
 - (6) 2026年5月において有効な国の各省各庁における資格審査結果通知書（全省庁統一資格）
- ※ (1)、(2)は、所定の様式（当協会HPの本企画競争公告よりダウンロード可）なお、(2)の所定の様式については、様式に記載されている項目を全て含むのであれば、Power Point など Word 以外の書式で作成して提出しても良い。また、Power Point などで作成した資料を別紙としても良い。

10. 審査方法

- (1) 提出された応募書類に基づき、企画競争方式による審査を行う。審査は、提出書類に基づく書面審査によるが、場合によりヒアリング等を行うこともある。

審査項目：

 - ・提案内容（提案内容の妥当性・独創性、実施方法の妥当性・独創性）
 - ・組織の経験・能力（類似業務の経験、業務実施能力）
 - ・業務従事者の知識・経験（本業務分野に関する知識、業務歴）
- (2) 審査結果（採択又は不採択の決定）は、速やかに通知するものとする。なお、採択・不採択の理由等個別の問い合わせについては応じられない。
- (3) 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用する。なお、応募書類は返却しないので、留意すること。

1 1. 問い合わせ先

一般財団法人海外産業人材育成協会 (AOTS)

海外統括部 海外戦略・AMEICC 事務局支援グループ

E-mail: kobo-ameshien-wc@aots.jp

※本件に関する問い合わせは、E-mail にて受け付ける。